

社会保険 とっとり

vol.635

2024
3

今月の記事

- 退職される従業員の方へお知らせくださいー国民年金の手続きについてー
- 失業給付と年金との調整
- 退職後の健康保険は手続きが必要です!
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第118回 ～許容濃度や管理濃度について～
- 令和6年度版「社会保険の事務手続」配布のご案内
- 広報紙『社会保険とっとり』ネット配信先のご登録をお願いいたします。
- 脳ドック検診助成の申し込みに係る事前連絡は受検後にお願いいたします。




FUKUDA

湖山池(4号水彩)
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

退職される従業員の方へお知らせください － 国民年金の手続きについて －

従業員の方が退職された際、厚生年金保険から国民年金への変更手続きが必要な場合があります。

20歳以上60歳未満の方が退職される場合

退職により厚生年金保険の被保険者でなくなる場合

- お住まいの市区町村役場または最寄りの年金事務所 で国民年金第一号被保険者へ切り替える手続きをしてください。1日も間を空けずに再就職するなど、引き続き厚生年金保険に加入される場合は、ご本人が届け出る手続きはありません。
- 退職時に配偶者が20歳以上60歳未満で、健康保険の被扶養者であった場合は、配偶者もお住まいの市区町村役場または最寄りの年金事務所 で国民年金第一号被保険者へ切り替える手続きが必要です。

※国民年金第一号被保険者に切り替えることで、ご本人に保険料を納めていただくこととなりますが、経済的に納付が困難な場合は、保険料の免除制度があります。



退職後に厚生年金保険に加入中の配偶者の扶養家族となる場合

- 配偶者の勤務する会社に「国民年金第三号被保険者関係届」を提出してください。

60歳以上の方が退職される場合

退職により厚生年金保険の被保険者でなくなる場合

- 国民年金に任意加入する方を除き、ご本人の手続きは必要ありません。
- 退職時に配偶者が20歳以上60歳未満で、国民年金第三号被保険者であった場合は、配偶者のお住まいの市区町村役場または最寄りの年金事務所 で国民年金第一号被保険者へ切り替える手続きが必要です。



国民年金に関する各種届出をする際の添付書類や制度の詳細については、お住まいの市区町村役場の窓口または最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

失業給付と年金との調整

65歳になるまでの老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含みます)や退職共済年金(以下「年金」といいます)は、ハローワークで求職の申込みをしたときは、実際に失業給付^(※1)を受けたかどうかには関係なく、一定のあいだ加給年金額も含めて年金の全額が支給停止されます。

※1 失業給付…雇用保険法の基本手当(船員保険法の失業保険金も同様に調整の対象となります)

調整の基本的な仕組み

年金が支給停止される期間(以下「調整対象期間」といいます)は、求職の申込みをした月の翌月から失業給付の受給期間が経過した月^(※2)または所定給付日数を受け終わった月^(※3)までです。

ただし、調整対象期間中に失業給付を受けなかった月分の年金のお支払いや、失業給付の受給期間が経過したときの年金のお支払い開始は、約3カ月後となります。

※2 受給期間が経過した月……受給期間満了日の翌日が属する月

※3 所定給付日数を受け終わった月…最後の失業認定日が属する月



失業給付と年金の調整の例

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
失業給付			▼5月20日 求職の申込み 受給 6月分	受給 7月分	受給 8月分	受給なし ^(※4) 9月分	受給 10月分	受給 11月分	▼11月25日 受給期間経過または所定給付日数満了		
年金	支給 4月分	支給 5月分	支給停止 6月分	支給停止 7月分	支給停止 8月分	支給 9月分	支給停止 10月分	支給停止 11月分	支給 12月分	支給 1月分	
年金の支払			4・5月分支払					9月分支払			12・1月分支払

※4 ハローワークで失業認定を受けなかったため、9月に失業給付を受給しなかった事例

共済組合等が支給する老齢厚生年金については、支払時期が異なることがあります。

お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

退職後の健康保険は手続きが必要です!



従業員が退職することになりました。退職後の健康保険の加入について相談を受けたのですが、どのようなものがありますか?



退職後の健康保険の加入先として、「国民健康保険」、「協会けんぽの任意継続」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3種類があります。それぞれ、加入の条件や手続き方法が異なりますので、確認が必要です。



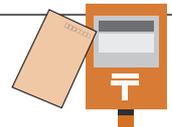
	協会けんぽの任意継続 (最長2年間)	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族のお勤め先を 通じて手続き
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日(資格喪失日の前日)までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。(必着) 	お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族の勤務先にお問い合わせください。(扶養の認定基準を満たす必要があります。)
保険料	在職時の約2倍(上限あり) <ul style="list-style-type: none"> 退職時点の標準報酬月額(上限30万円)×保険料率で計算されます。 上限額は見直されることがあります。 原則2年間変わりません。(保険料率の変更はあり。) 	前年の所得や家族構成で決定 <ul style="list-style-type: none"> 「特例対象被保険者」に対して保険料軽減制度があります。 毎年変動します。 	被扶養者の保険料負担はありません。



手続きの際は、**郵送**で申出書をご提出ください!

※再び就職した場合等には、任意継続の資格を喪失する(やめる)手続きが必要です。

←「任意継続被保険者資格取得申出書」はこちらからダウンロードください。



退職者の保険証は速やかに返却を

従業員の方が退職する場合やご家族の方が被扶養者でなくなる場合、保険証を速やかに回収し、資格喪失届・被扶養者異動届に添付して日本年金機構岡山広域事務センターへご提出ください。

(保険証を回収できない場合、健康保険証被保険者回収不能届を添付してください。)



従業員が退職したら...

＼ 家族分も回収 ＼



電子申請の場合でも到達番号を添付してすみやかに保険証を返却ください

健康保険・厚生年金保険
被保険者資格喪失届



回収した
保険証



日本年金機構
岡山広域事務センターに提出

保険証の返却が確認できない場合には、協会けんぽから被保険者の方に返却依頼文書が送付されます。行き違い防止のためにも早期のご返却をお願いします。

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 業務グループ

☎ 0857-25-0052

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

メールマガジン
会員登録中!





第118回 許容濃度や管理濃度について

▼許容濃度とは

許容濃度は、労働環境において有害物質の曝露の限度を決めるものであり、日本産業衛生学会が決定し、公表しているものです。似た用語に管理濃度があり、これは国によって定められた濃度で、作業環境測定の結果を評価する基準として用いられます。管理濃度は、作業場所の空気中に含まれている有害物質の濃度を一定のレベル以下に保つための基準で作業場所の有害物質濃度低減を行う目的で設定されており、作業場所、時間は関係ありません。少しの時間、労働者が滞在しても高濃度曝露になるのを防ぐための値です。一方、許容濃度は作業者個人が吸収する有害物質の量のあるレベル以下に保つための基準で、労働者の積算暴露量の低減を目的としており、対象は個々の作業者としています。許容濃度は労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露される場合に、当該有害物質の平均曝露濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響が見られないと判断される濃度とされています。管理濃度が守られているかを判定するために作業環境測定があり、管理区分が示されます。許容濃度が守られているかを判定するために労働者の特殊健診があります。このような基準を遵守することで、労働環境における有害物質のリスクを最小限に抑えることが目指されています。

▼許容濃度の算出方法

許容濃度は、科学的な方法を用いて決定されています。決定に用いられる要素とは、労働者が有害物質に曝露される時間と労働強度、有害物質の毒性に関する実験的研究から得られた知見、物質ごとに異なる生体影響（健康障害や不快感など）、経皮吸収（皮膚からの吸収量が無視できない程度に達する場合）、温熱条件・放射線・気圧などの労働条件、混合物質の許容濃度（複数の物質に曝露される場合、個々の物質の許容濃度だけでなく、相加された毒性を考慮する）などです。

日本産業衛生学会は、労働者の健康に関する学術論文や有害物質を用いた動物実験などを使って、有害物質の許容濃度や騒音、衝撃騒音、高温、全身振動などの各種環境要因による労働者の健康障害を予防するための手引きを提供しています。

▼実質安全量とは

閾値がある場合、すなわちある限度までの濃度の有害物質に曝露されても労働者に健康影響は発生せず、それ以上の濃度になると発生し始める場合は、許容濃度を決めやすいのですが、放射線と発がんの関係のように、閾値がない、すなわちいくら低濃度曝露でも健康影響が少しは存在し、濃度に比例して健康影響発生確率が増減する場合は許容濃度を定めるのが難しくなります。代替品が存在せず、生産のための使用による曝露が避けることができない物質の場合でもどこかに基準を設ける必要があります。

発がん性物質の場合、低濃度曝露の健康影響がよくわかっていなくても低濃度でも発がん確率が少しはあるとみなすので、実質安全量という概念を用いて許容濃度を設定しています。実質安全量（VSD: virtually safe dose）は、発がん性物質を一生摂取し続けたとしても、危険度がある限られた率以下にとどまるとされる量をさします。一生曝露されると10万人から100万人に一人が発がんする量が提案されています。この基準はあくまでも人為的なもので、私たちが生活で遭遇するリスク（交通事故死等）と比較して許容できるだろうとして、決められた基準です。この考え方は、日常生活でゼロリスクの達成が不可能な有害物質の環境基準の設定にも使われています。

許容濃度等は、対象物質により基準設定に用いた生体影響が異なる、（不快感が基準のものもある）ので許容濃度等の数値の大小が毒性の強弱を示していないので、物質同士の害の比較をしてはいけません。また、人によっては基準濃度よりも低い濃度への曝露でも健康影響がでる場合もあるので労働者に何らかの健康異常がみられた場合に、許容濃度等を越えていないことのみを理由として、その物質等による健康障害ではないと判断してはいけません。いずれにしても曝露量を最小限にする努力が必要となります。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133 ホームページ [鳥取県社会保険協会](#) [検索](#)

「社会保険とっとり」は、ホームページに過去1年分を掲載しております。

事務担当者
向け

令和6年度版

「社会保険の事務手続」配布のご案内

社会保険の事務を担当される皆様に参考にしていただくため、社会保険の基礎的な内容を掲載した冊子「社会保険の事務手続」を当協会の会員でご希望の事業所(令和5年度の協会費を納付されている事業所に限ります。)へ無償で配布いたします。

部数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

配布部数 一事業所1部 **申込期限** 4月12日(金)

配布時期 5月中旬頃

申込方法 このページをコピーしていただき、下記の申込書にご記入のうえ、FAXで(一財)鳥取県社会保険協会へお申し込みください。

FAX : 0857-30-7133 TEL : 0857-27-1859



「社会保険の事務手続」申込書

【事業所整理記号】	
【事業所所在地】	〒
【事業所名称】	
【担当者氏名】	
【電話番号】	

広報紙「社会保険とっとり」ネット配信先のご登録をお願いいたします。



本年5月以降のネット配信となる場合がありますが、メールアドレスのご登録を順次受け付けておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、ご登録いただく場合は、広報紙11月号に同封しています「事前登録募集」の登録番号をご記入ください。(「登録番号」がご不明の場合は、当協会へお問い合わせください。)

ご登録は、FAX又はホームページ「ネット配信先登録のご案内」から…

脳ドック検診助成の 申し込みに係る 事前連絡は受検後に お願いいたします。

当協会では、会員事業所(協会費を納付されている事業所に限る。)の被保険者を対象に、脳ドック検診費用の一部を助成しており、申し込みをされる場合は事前に当協会にご連絡していただいております。

この当協会への申し込みの事前連絡は、医療機関等で脳ドック検診を受検された後にご連絡していただきますようお願いいたします。

